

(建設工事 受注者用)

## 誓 約 書

下記１の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記２の事項を誓約する。

### 記

#### １ 契約名

県立播磨南高等学校体育館屋根その他改修工事請負契約

#### ２ 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
  - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
  - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
  - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が200万円を超えるときは、この誓約書に準ずるものとして別に県が定める誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
  - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - イ 最低賃金法第４条第１項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日

(発注者)

契約担当者

兵庫県立播磨南高等学校長 吉行 智 様

(受注者)

住 所

(所在地)

氏 名

法人名

代表者(職氏名)

電 話 ( ) —

電子メール

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)
- (2) 労働組合法(昭和 24 年法律第 174 号)
- (3) 最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)
- (4) 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成 5 年法律第 76 号)
- (8) 労働契約法(平成 19 年法律第 128 号)
- (9) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- (10) 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)
- (11) 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和 44 年法律第 84 号)

## 誓 約 書

下記 1 の元請契約の履行に伴い、下請契約(以下「本契約」という。)に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記 2 の事項を誓約する。

### 記

#### 1 元請契約名

##### (1) 契約名

県立播磨南高等学校体育館屋根その他改修工事請負契約

##### (2) 元請発注者

兵庫県立播磨南高等学校長 吉行 智

##### (3) 元請負人

ア 住所(所在地)

イ 氏名(名称・代表者名)

#### 2 誓約事項

(1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。

(2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに発注者へ報告を行うこと。

ア 発注者から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。

イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。

ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。

(3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額(同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。)が200万円を超えるときは、この誓約書と同じ内容を守るよう誓約書を提出させ、その写しを発注者に提出すること。

(4) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときには、発注者が行う本契約の解除その他発注者が行う一切の措置について異議を唱えないこと。

ア 上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日

下請工事契約の発注者 様

(受注者)

住 所

(所在地)

氏 名

法人名

代表者(職氏名)

電 話 ( ) —

電子メール

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)
- (2) 労働組合法(昭和 24 年法律第 174 号)
- (3) 最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)
- (4) 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成 5 年法律第 76 号)
- (8) 労働契約法(平成 19 年法律第 128 号)
- (9) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- (10) 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)
- (11) 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和 44 年法律第 84 号)